令和８年（フ）第３４９９号
大阪府茨木市耳原１丁目11番17号
破産者　株式会社ジョイント
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６１４号
大阪市中央区北浜東２番７号
破産者　有限会社オフィスデセオ
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第９４３号
堺市堺区一条通１番25号
破産者　株式会社ワインハーツ
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１５号
高知県室戸市室戸岬町5406番地
破産者　有限会社中村内燃機
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

令和７年（フ）第５３２号
北九州市小倉南区徳吉西２丁目２番22―303号、前住所北九州市小倉南区徳吉南２丁目５番30号
破産者　朝原雄一郎
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６２号
千葉県長生郡白子町関671番地21
破産者　高柳　利次
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第１０７１号
東京都八王子市本郷町６番８号西野荘202号
破産者　川瀬　英美
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１３１号
東京都町田市南町田３丁目32番36号センチュリーハイツ町田17―302
破産者　平塚　愛美
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３６４号
東京都府中市多磨町１丁目27番地の９
破産者　平田　晋作
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３７１号
東京都あきる野市二宮2254番地１二宮ハイツ101号
破産者　川村　麻美
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４２４号
東京都多摩市諏訪５丁目12番地の２　１―711
破産者　田中　幸子
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１９０号
静岡県御殿場市新橋1289―130、前住所静岡県御殿場市東田中1516番地の１
破産者　ＩＭＰＯＲＴ　ＳＰＯＲＴＳ株式会社
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第３２８号
静岡県沼津市下香貫島郷2977番地の１
破産者　株式会社東興
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１８４号
静岡県沼津市戸田313番地
破産者　戸田運送船株式会社
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第５５号
熊本県八代市八幡町８番１号
破産者　有限会社宮崎工業所
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所八代支部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第４４７号
北九州市八幡西区鷹の巣２丁目３番７―707号
破産者　大塚　元気
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１３９号
大分市上野町２番19号　アネックス上野206
破産者　麻生喜代美
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３４５号
大分市東大道１丁目８番15―707号　カサベルデ駅南
破産者　秋月　伸一
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第１１１号
埼玉県戸田市大字新曽880番地の２　グレース蔵前106号室
破産者　髙橋　勝馬
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０００号
埼玉県鴻巣市榎戸１丁目２番８号
破産者　西田　葉菜
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係